**【ＮＬＤ～南山大学法律学研究会～　 部規約 】（改定私案）**

目次

１章　総則(１条―３条)

２章　部員

　第１節　部員の身分(４条―５条)

　第２節　幹部(６条―８条)

　第３節　部員の権利義務(９条―１４条)

　第４節　退部(１５条―１７条)

３章　部の活動(１８条―１９条)

４章　組織(２０条―２３条)

５章　活動場所(２４条―２６条)

６章　部の会計

第１節　会計(２７条)

第２節　部費(２８条―３１条)

７章　罰則(３２条―３４条)

８章　改正(３５条)

９章　附則(１項―６項)

我ら部員は、南山大学の自律した理性的な大学生たちによる法の正義と真理を探究することを共通の認識としてこの部に集うことを我らの理想とし、これを実現するために、活発な研究と討論を行うことをこの部の活動の基本原則として願うものである。

我らは、部員の共和を基調とした民主的な部の中で、部員が、相互に協和する公共の精神という共通の感覚を持ち、平等な個人として部のために自由に活動することを尊重し、部員が部の活動において法的思考と公徳心を重んじる豊かな社会的人間性を育むことを部の到達すべき目標として推進する。

ここに、我らは、南山大学の教育標語である「人間の尊厳のために」を教育の基礎とする法学部法律学科の学生の部員の協力をもとに、この標語を尊重して、この部を、自立した秩序ある平和的な部として確立し、その充実を図るためにこの部規約を制定する。

第１章　総則

第１条　(部規約の趣旨および効果)

１項　この部規約は部の規則を定めるものである。部の活動はこの部規約の定めるところ

による。

２項　この部規約は、部を確立し、その運営を円滑に期することを目的とする。前段の目的を達成するために、この部規約は部員に周知させなければならない。

３項　この部規約の効果は、部および部員を対象とする。ただし、部員は前段の規定により正課を優先することを妨げられない。

４項　部規約の規定が、前三項および公の秩序または善良な風俗に反する場合、その規定およびその規定による活動は無効である。

５項　部の活動が、部規約によらない場合、その活動は原則として無効である。ただし、部会または幹部会の決議を得て、承認により規定された活動はその限りではない。

第２条　(部の名称)

この部の正式名称はＮＬＤ～南山大学法律学研究会～とする。

第３条　(活動目標)

この部は、自律した部員が自主的に法律学を学び、法律学およびそれに関する内容を研究することにより、リーガルマインドおよび社会的人間性を育み、人間の尊厳を守ることを尊重し、かつ推進する法律の有識者として社会において活躍することを目標として活動する。前段の目標を達成するために、部および部員は努めなければならない。

第２章　部員

第１節　部員の身分

第４条（部員の資格）

部員とは、南山大学に在籍する者であり、主幹またはその他の幹部の一名により入部を承認され、かつ部費を納入した者を言う。

第５条（身分の保障）

部員は、この規約の定める事由のない限り入部してからその身分を失うことはない。

第２節　幹部

第６条　(幹部の構成)

１項　幹部は主幹、副主幹、主務、書記、会計、渉外である。

２項　幹部の兼任は事情により認められる。

３項　幹部は部の活動において不在のとき、他の幹部に代行を委任することができる。

第７条　(幹部の分限)

幹部の分限は次の定めるところによる。

一 主幹は部の代表者であり、部内を統括する。なお、幹部会および部会における議長を務める。

二 副主幹は主幹不在時における主幹の代理および補佐をする。

三 主務は学内との交渉、およびその手続きを担当する。

四 書記は幹部会および部会の議事録を作成する。

五 会計は部の財務を担当し、部費の管理を行う

六 渉外は学外との交渉、およびその手続きを担当する。

第８条　(幹部の選任)

幹部の選任は、主幹は部員による選定によってなされ、その他の幹部は候補となる部員から新たに選任された主幹によって任命される。

第３節　部員の権利義務

第９条　(部員の権利)

１項　部員は部において活動するに当たり、部規約の定めによる権利が与えられる。

２項　部員の権利は次の定めるところによる。

一 部員は部会に出席する権利を有する。

二 部員は書記の作成する議事録を閲覧する権利を有する。

三 部員は部会において発言及び議決に参加する権利を有する。

四 部員は部会の決議が自己に不利益を被る場合において部会の決議に異議を申し立てる

権利を有する。ただし、その異議は幹部会で審議し、幹部会が妥当であると判断しない

場合、その異議は効力を有しない。前段の異議は部会の決議を修正する効果を有する。

五 部員は留学する権利を有する。

第１０条　(部員の義務)

１項　部員は部により与えられた担当内容を信義に従い誠実に遂行する義務を求められる。

２項　部員の義務は次の定めるところによる。

一 部員は部会の出欠を幹部に連絡する義務を負う。ただし、緊急の事由において事後に欠席の理由を明示して連絡する場合はその限りではない。

二 部員は部会の決議を遵守する義務を負う。ただし、その部会の決議が自己に不利益を被る場合は、第９条第２項第４号の規定による。

三 部員は部費を納入する義務を負う。

第１１条　(部員の入会)

入部は、幹部一名以上の承認とその幹部による幹部会への報告、入部年度の部費の納入をもって完了とみなす。

第１２条　(部費の納入)

１項　部員名簿上、当部に在籍する者のうち、部費を納入しない者については、相当の期間を定めて会計がこれを催告することができる。

２項　部費の納入を滞納した部員は、部費を納入するまで退部を認めない。

第１３条（部員の休部）

１項　休部の申し出があり、留学やその他の勉学のためなどの相当な理由につき、主幹は休部を認める。なお、休部とは部に籍を置きながらも自主的に部の活動に参加しないことを指す。

２項　前項により休部が認められた者であっても、部費を負担する義務を負う。ただし、特別な理由のあるときはこの限りでない。

第１４条　(部員の留学する自由)

部員が留学を希望した場合において、各部員は、これを妨げる一切の行為をしてはならない。

第４節　退部

第１５条(退部)

１項　退部とは、部員が自主的に部員の名簿からその名を削除することとする。

２項　退部は、幹部会の承認を必要する。ただし、特段の事情がない限り、幹部は部員の退部要求に異議を唱えることができない。

第１６条　(無断欠席による退部)

部会を二ヶ月以上無断欠席した者は、特段の事情のない限り、退部したものとみなす。

第１７条　(特別の理由ある退部および引退)

１項　幹部が特別の理由により退部した場合、他の幹部が主幹の承認により兼任することができる。

２項　引退は、退部とは異なり、部員としての活動から退くことをいう。

第３章　部の活動  
第１８条　(部の活動)

１項　部員としての自覚と礼儀をもって主に次に掲げる事項の活動を行う。

一 オリエンテーション

二 授業補充

三 研究発表

四 試験対策

五 模擬裁判

六 学祭参加

２項　部員は、部の活動に対して信義に従って誠実に活動しなければならない。

第１９条　(部員の優先事由)

部員の活動は正課を優先させるものとし、各部員においては、これを妨げる一切の行為を禁止する。

第４章　組織

第２０条　(組織)

部の組織は顧問、幹部会、部会で構成される。

第２１条　(顧問)

顧問として部長および旧幹部があたる。

第２２条　(幹部会)

１項　部の執行機関として幹部会を置く。

２項　幹部は通常最低月一回の幹部会を開き、翌月の活動予定およびその他の事項を決定する。

３項　定足数は全員出席とし、前項の決議は過半数の賛成を必要とする。但し、主幹は決議に対して拒否権を有する。主幹は、決議の可決に対して拒否権を行使した場合、理由を明示しなければならない。

４項　幹部会は過半数の賛成で部の組織に関する個別の規程を定めることができる。

第２３条　(部会)

１項　部の活動は通常最低一回の部会で行う。

２項　部の活動事項における最終決定機関は部会とする。部会は定足数を廃し、出席者数の過半数の賛成によって決議される。

３項　部会は幹部会の決定を審議することができる。

第５章　活動場所

第２４条　(活動場所)

活動場所は部室及びその他の活動場所とする。

第２５条　(部室)

１項　部室の管理責任者は主幹とする。

２項　部室の清掃は月に一度行うものとする。

第２６条　(その他の活動場所)

１項　その他の活動場所は主務が予約した教室とする。

２項　主務が予約した教室の情報は公開される。

第６章　部の会計

第１節　会計

第２７条　(会計)

１項　部の会計は会計が行うものとする。

２項　部費は会計が管理する。

３項　部の収入と支出は幹部会及び部会の知るところとならなければならない。

４項　部の支出は主幹及び会計の承認により許可される。

第２節　部費

第２８条(部費)

１項　部員は、毎年部費を納入するものとする

２項　部費は、一年につき二千円とする。ただし、緊急で必要性のある経費について

は部会で採決を行う。

第２９条　(部費の支払)

部費は毎年五月末日に会計に直接納入することとする。ただしこの規定は前納を妨げるものではない。

第３０条　(部費の直接納入)

部費の納入方法は会計に直接納入することとする。

第３１条　(４年生以上の部費)

４年生以上の者の部費は、名簿への記載を原因とする出費がある場合に限り、必要最低限の金額を随時徴収することができる。 ただし、３年生以下の者の部費を超える金額を徴収してはならない。

第７章　懲戒処分

第３２条（懲戒処分）

１項　部員は部に損害を与えた場合、懲戒処分およびその他の処分を受ける義務を負う。

２項　懲戒処分は、訓戒、弁償金、活動停止、除名である。その他の処分は主幹の裁量による。

３項　懲戒処分の効果は次に掲げるに定めによる。

一 訓戒は、部員の責任を確認し、部内において戒める。

二 弁償金は、損害に応じた額を部に収める。

三 活動停止は、解かれるまで部の活動に関与する権利を失う。

四 除名は、部員の名簿から強制的にその名を削除する。

第３３条（懲戒処分の行使）

１項　主幹は、部員が部の秩序または風紀を乱した場合、または部の物品に対して故意に損害を与えた場合に秩序および部の財産を回復する目的として懲戒、弁償金、活動停止を選択して処分することができる。なお、部に与えられた損害の状況により併課することができる。

２項　部員は、部の内外を問わず部員としての資質を欠いた行為をした部員に対して主幹に前項の懲戒処分を要求することができる。

第３４条（除名）

１項　部員が部に対して重大な損害を与えた場合、除名する。

２項　部員は、前項の要件を満たした部員に対して、主幹にその部員の除名案を請求することができる。除名案は主幹により提起され部会で可決された場合、その部員は除名とする。

３項　提出された除名案は名簿上の部員の３分の２以上の賛成で可決される。

第８章　改正

第３５条　(改正)

この部規約は、名簿上の部員の三分の一以上の定足数で出席者の三分の二以上の賛成をもって改正する。

第９章　附則

１項

本規約は平成19年4月1日をもって施行とする。

２項

本規約、五　部員　６及び７は　平成23年4月1日をもって施行とする（2010/10/13　改定）

３項

五章３条改定分、同３の２条、同３の３条、同７条改定分においては平成23年４月25日をもって施行とする。(2011/04/21　改定）

４項

五章４条改定分、同４条の２、九章２条は、平成26年5月14日をもって施行とする。(2014/05/08　改定）

５項

　五章３条の３改定分については、平成27年4月20日をもって施行とする。(2015/4/17 改定)

６項

本規約の改定は平成○○年○月○日をもって施行する。(201○/○/○ 改定)

署名

主幹　小林真理

副主幹兼主務　鳥居政史

副主幹兼会計　足立敬允

副主幹兼書記　矢田一穂

渉外　鈴木しおり